

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当個人情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	児童手当法の規定に基づき、児童手当の認定、支給、現況届及びその他届出に関する事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住所、6 電話番号、7 所得・収入、8 口座番号、9 婚姻
記録範囲	児童手当受給者及びその配偶者、児童手当支給対象児童
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁、民間・私人（本人の同意がある、法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当個人情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当法の規定に基づき、児童扶養手当の認定、支給、現況届及びその他届出に関する事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住所、6 電話番号、7 職業・職歴、8 所得・収入、9 口座番号、10 家族状況、11 親族状況、12 婚姻、13 居住状況
記録範囲	児童扶養手当受給資格者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課・市長部局 市民 生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	本庄市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条 例の規定に基づき、ひとり親医療費の受給者証交 付、支給、現況届及びその他届出に関する事務を行 う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 電話番号、7 職業・職歴、8 所得・収入、9 課税・納税、10 口座番号、11 家族状況、12 親 族状況、13 婚姻、14 居住状況
記録範囲	ひとり親家庭等医療費受給者、及び対象の児童
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考	令和元年 7 月 1 日～独自利用事務による情報連携 開始	

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども医療費情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	本庄市子ども医療費の支給に関する条例の規定に基づき、子ども医療費の受給者証交付、支給、その他届出に関する事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住所、6 電話番号、7 職業・職歴、8 口座番号
記録範囲	対象の児童および保護者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考	令和元年 7 月 1 日～独自利用事務による情報連携 開始	

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当個人情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課・市長部局 市民 生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、 特別児童扶養手当の認定請求、所得状況届及びその 他届出に関する受付事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 家族状況
記録範囲	特別児童扶養手当受給資格者及び対象児童
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考	平成29年11月13日～情報連携開始	

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	母子自立支援相談・受給者名簿（自立教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金・高等学校卒業程度認定試験合格支援制度・母子家庭高等職業訓練促進資金貸付事務）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、母（父）子家庭自立支援給付金及び母（父）子家庭高等職業訓練促進給付金の支給に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 学業・学歴、5 職業・職歴、6 資格
記録範囲	母（父）子家庭自立支援給付金及び母（父）子家庭高等職業訓練促進給付金の事前相談を受ける者及び申請者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	養育医療承認台帳
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課
個人情報ファイルの利用 目的	母子保健法の規定に基づき、養育医療の承認、給付、 負担金の決定に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 生年月日等、3 住所、4 体格・体力
記録範囲	養育医療申請者（未熟児の保護者）、及び対象の乳 児
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)	
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無		
備考	平成29年7月～情報連携開始(課税状況について 情報収集を行い、徴収金の階層を決定し、台帳に記 載するが、税額等は台帳に記載しない)		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学童保育室入室申込書
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課（前原児童センタ ー・日の出児童センター）
個人情報ファイルの利用 目的	放課後児童健全育成事業に関する条例の規定に基 づく学童保育室の入室に係る事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 保険証番号、7 学業・学歴、8 職業・職歴、 9 所得・収入、10 課税・納税、11 口座番号、1 2 健康状態、13 血液型、14 家族状況、15 居住 状況
記録範囲	学童保育室入室申込児童、入室申込児童の保護者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童センター利用登録申請書
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課（児童センター）
個人情報ファイルの利用 目的	児童館ガイドラインに基づき、児童センター利用者 を登録しておき、緊急時の連絡等を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 小学校名・学年
記録範囲	児童センター利用者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 乳幼児の場合は保護者（乳幼児の場合、保護者の 同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		